国民健康保険税の減免について

問　税務課　住民税係　☎92－7918

【減免の対象となる世帯】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

⇒　**保険税を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯

⇒　**保険税の一部減免**

※保険税が一部減免されるには、下記要件に全て該当する必要があります。

【要件】

世帯の主たる生計維持者の

（1）事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の収入の種類ごとに見たいずれかの収入が、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

（2）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

（3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免の対象となる保険税】

令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限を設定されているものが、減免の対象となります。

【保険税の減免額】

減免対象保険税額（A×B／C）に減免割合（D）をかけた金額です。

▽減免対象の保険税額（A×B／C）

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

×

▽合計所得金額に応じた減免割合（D）

300万円以下の場合　：全部（10分の10）
400万円以下の場合　：10分の8
550万円以下の場合　：10分の6
750万円以下の場合　：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除します。

【申請方法及び申請期限】

申請は、国民健康保険税納税通知書で年税額を確認してから、以下の書類に必要事項を記入し、税務課に持参又は郵送してください。（申請書は、税務課で入手できるほか、ホームページからダウンロードできます。）

また、申請期限は、令和3年3月31日までです。早めに提出をしてください。

【申請に必要な書類】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

・国民健康保険税減免申請書
・医師の死亡診断書（死亡の場合）又は医師の診断書（重篤な傷病を負った場合）

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

・国民健康保険税減免申請書
・収入見込み額申告書
・令和2年中の収入見込み額がわかる資料
・令和2年1月から直近までの収入がわかる書類（事業収支の帳簿や給与証明書等）
・令和元年分の確定申告書控の写し（給与収入のみの場合は源泉徴収票の写しでも可）
・保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類（保険契約書等）
・事業等の廃止や失業をしたことがわかる書類（廃業等届出書や事業主の証明等）

詳しくは、町ホームページをご確認していただくか、税務課までお問い合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

町税の納付が困難な方へ
徴収猶予の「特例制度」

問　税務課　☎92－7918

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、１年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

【対象となる方】

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること。

② 一時的に納税が困難であること。

（注）「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。

（注）「一時的に納税が困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

【対象となる町税】

令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来するすべての税目が対象になります。

【申請手続き等】

納期限までに申請が必要です。申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵送での受付も行います。

徴収猶予の「特例制度」に関する情報については、
基山町ホームページにてご確認ください。
◁ ホームページはこちら

有料広告

電動シニアカー/電動アシスト自転車無料お試し試乗

電動カート購入費援助商品

電動カート購入費援助商品

補助除外商品

電動カート購入費援助支援

免許返納をし電動カートを購入された方へ購入費が援助されます（上限　５万円）
対象年齢　６５歳以上
※詳しくは基山町役場　住民課へお尋ね下さい

お客様のご自宅周辺で
『無料お試し試乗会』を
実施しております
お気軽にお問合せください
フランスベッド販売㈱
鳥栖市東町2丁目896-4
☎0942-87-7780

介護保険料の支払いが困難な方へ

問　鳥栖地区広域市町村圏組合　総務課　介護保険料係　☎85－3637

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の著しい減少等で、介護保険料の支払いが困難になった場合、申請により保険料の減免や、支払いの猶予が受けられる場合があります。

・世帯の生計を主に維持している方が長期入院などをされたことにより収入が著しく減少したとき

・世帯の生計を主にしている方が失業したとき、又は事業が損失を受け、収入が著しく減少したとき

まずはお電話でご相談ください。

後期高齢者医療保険料の減免について

問　佐賀県後期高齢者医療広域連合　☎0952－64－8476　　福祉課　保険年金係　☎92－7934

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が死亡した場合や、世帯主の収入が一定程度減少した場合に、後期高齢者医療保険料を減免します。詳しくはお問い合わせください。

▽保険料の減免の対象となる方

1．新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒保険料を全額免除

2．新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯で、次の①～③の全てに該当する世帯の方

①世帯主の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

②世帯主の令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③世帯主の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

⇒保険料の一部を減額

▽減免対象の保険料

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

国民年金保険料の納付が困難な方へ

問　福祉課　保険年金係　☎92－7934　佐賀年金事務所　☎0952－31－4191

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な場合は、臨時特例の時限的措置として、納付が免除及び猶予される場合がありますので、福祉課保険年金係にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

国民健康保険・後期高齢者医療保険
傷病手当金を支給します

問　福祉課　保険年金係　☎92－7934　佐賀県後期高齢者医療広域連合　☎0952－64－8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給します。

【対象者】次の条件をすべて満たす方が対象です

・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）
・新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために労務に服することができない方
・給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日（4 日目）から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

【支給額】

（直近の継続した 3 か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数）× 2/ 3 × 支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額を調整又は不支給となる場合があります。

【適用期間】

令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで（入院等が継続する場合は、最長 1 年6か月まで）

※終期が延長になりました。

【申請方法】

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書（受診しなかった場合は不要）等

※事前に電話でお問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険
医療費の一部負担金の減免制度をご存じですか

問　福祉課　保険年金係　☎92－7934　佐賀県後期高齢者医療広域連合　☎0952－64－8476

国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している方で、「災害」や「収入の著しい減少」等により、生活が困難になった場合、申請をすることで、医療機関で支払う一部負担金の減免や徴収を猶予することができます。

対象になる方は、お早めにご相談ください。

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を滞納されている方は対象外です。